

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の26第21項第4号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 宮田 俊

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 令和2年3月31日

【提出日】 令和2年4月2日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	スターアジア不動産投資法人
証券コード	3468
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド (Jupiter Asset Management, Limited)
住所又は本店所在地	英国 SW1E 6SQ、ロンドン、ヴィクトリアストリート 70、ザ・ジグザグビル ディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和61年7月11日
代表者氏名	ロバート・ヴァーノン・パーカー (Robert Vernon Parker)
代表者役職	ダイレクター (Director)
事業内容	投資一任業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田 松本法律事務所 弁護士 宮田 俊 水本 真矢 前田 真吾
電話番号	03-5223-7752

## (2)【保有目的】

投資一任契約に基づく純投資
---------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			36,154
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 36,154
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		36,154
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年3月31日現在)	V	540,824
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.68
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.01

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし